

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月から 39 年 4 月まで
(株) A に昭和 36 年 1 月から 39 年 4 月までトラックの運転手として原材料及び木工製品の運搬業務をしていました。この度、厚生年金保険加入期間を確認したところ、昭和 40 年 11 月 26 日からの加入となっていましたので、再度の調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、(株) A に昭和 36 年 1 月から 39 年 4 月までトラックの運転手として原材料及び木工製品の運搬業務で勤務していたとしており、同僚からの供述でも当該事業所でトラックの運転手として働いていたことは推認することができる。

しかし、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所は、既に解散し、当時の事業主も死亡のため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿では、申立期間前後を含めて被保険者番号の欠番は無く、申立人以外の被保険者の資格関係、報酬関係については適正に処理がされていると推認することができることから、申立人の記録のみが欠落したものとは考え難い。

加えて、同僚からの供述では、申立人に係る当該事業所での勤務は推認することができるが、給与からの厚生年金保険料の控除については、供述が得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。